

第 37 号議案

加東市有害図書類及び有害がん具類等自動販売機設置の規制に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市有害図書類及び有害がん具類等自動販売機設置の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 3 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市有害図書類及び有害がん具類等自動販売機設置の規制に関する条例の一部を改正する条例

加東市有害図書類及び有害がん具類等自動販売機設置の規制に関する条例（平成 18 年加東市条例 101 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

加東市有害図書類及び有害玩具類等自動販売機設置の規制に関する条例
本則中「がん具」を「玩具」に改める。

第 2 条第 1 号中「6 歳以上」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第37号議案 要旨

加東市有害図書類及び有害がん具類等自動販売機設置の規制に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

加東市有害図書類及び有害がん具類等自動販売機設置の規制に関する条例（平成18年加東市条例第101号）の規定中、青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）の改正により、定義等に不整合が生じていることから、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 題名を改めること。
- (2) 「がん具」の表記を「玩具」に改めること。（第1条～第3条、第5条～第7条関係）
- (3) 青少年の定義を改めること。（第2条関係）

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;"><u>加東市有害図書類及び有害がん具類等自動販売機設置の規制に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、良好な環境を阻害するおそれのある有害図書類、有害<u>がん具類</u>等を販売する自動販売機の設置を規制することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 青少年 <u>6歳以上</u>18歳未満の者（法律により成年に達したものとみなされる者及び成年者と同一の能力を有する者を除く。）をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>がん具類</u>等 <u>がん具類</u>、刃物類及び下着類をいう。</p> <p>(5) 有害<u>がん具類</u>等 兵庫県知事が、青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）の規定により指定した有害<u>がん具類</u>等及び青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのある<u>がん具類</u>等をいう。</p> <p>(自動販売機による図書類及び<u>がん具類</u>等の販売の届出等)</p>	<p style="text-align: center;"><u>加東市有害図書類及び有害玩具類等自動販売機設置の規制に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、良好な環境を阻害するおそれのある有害図書類、有害<u>玩具類</u>等を販売する自動販売機の設置を規制することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 青少年 _____18歳未満の者（法律により成年に達したものとみなされる者及び成年者と同一の能力を有する者を除く。）をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>玩具類</u>等 <u>玩具類</u>、刃物類及び下着類をいう。</p> <p>(5) 有害<u>玩具類</u>等 兵庫県知事が、青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）の規定により指定した有害<u>玩具類</u>等及び青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのある<u>玩具類</u>等をいう。</p> <p>(自動販売機による図書類及び<u>玩具類</u>等の販売の届出等)</p>

第3条 図書類又はがん具類等を自動販売機により販売をしようとする者又は当該自動販売機の設置者（以下「設置者等」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該自動販売機ごとに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める場所において図書類又はがん具類等を自動販売機により販売しようとする場合は、この限りでない。

(1)～(6) (略)

2 (略)

(自動販売機への有害図書類及び有害がん具類等の収納の禁止)

第5条 何人も、有害図書類、有害がん具類等を自動販売機に収納してはならない。

(図書類及びがん具類等の自動販売機設置に関する指導及び勧告)

第6条 (略)

(撤去命令等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、設置者等に対して、図書類及びがん具類等の自動販売機の撤去命令その他必要な措置を採ることができる。

(1)～(3) (略)

2 (略)

第3条 図書類又は玩具類等を自動販売機により販売をしようとする者又は当該自動販売機の設置者（以下「設置者等」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該自動販売機ごとに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める場所において図書類又は玩具類等を自動販売機により販売しようとする場合は、この限りでない。

(1)～(6) (略)

2 (略)

(自動販売機への有害図書類及び有害玩具類等の収納の禁止)

第5条 何人も、有害図書類、有害玩具類等を自動販売機に収納してはならない。

(図書類及び玩具類等の自動販売機設置に関する指導及び勧告)

第6条 (略)

(撤去命令等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、設置者等に対して、図書類及び玩具類等の自動販売機の撤去命令その他必要な措置を採ることができる。

(1)～(3) (略)

2 (略)